

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成29年2月13日付け千葉市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調った
ことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

千葉市中心市街地東口エリア循環線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

千葉駅（起点）～千葉県住宅供給公社～三井ガーデンホテル千葉～千葉市美術館～千葉神
社～千葉駅（終点）【別紙のとおり】

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃一律 大人100円（中学生以上） 小学生以下50円
障害者手帳所持者は100円
一日乗車券 大人300円 小学生以下150円

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

なし

平成 年 月 日
千葉市地域公共交通会議
座長